平成２２年（フ）第２５２号
埼玉県春日部市西宝珠花344番地
破産者　小川運送有限会社
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９１４号
東京都府中市日新町２丁目18番地の１グリーンタウン日新町Ａ２、破産手続開始決定時の住所東京都府中市美好町２丁目41番地の９
破産者　三木　克司
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５８号
金沢市泉が丘２丁目３番16号
破産者　浦川建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６４２号
兵庫県姫路市宮西町２丁目１番地
破産者　昭栄物産株式会社
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５６５号
長崎県長崎市千歳町５番１号
破産者　株式会社丸亀
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６１号
岐阜県高山市三福寺町543番地の１
破産者　株式会社チェッカーモータース
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
愛知県豊田市西広瀬町登315番地
破産者　共同電気株式会社
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
愛知県豊川市東上町平松58番地34
破産者　タツノ有限会社
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２２３号
愛知県豊橋市大脇町字大脇61番地16―23、登記簿上の本店所在地愛知県豊橋市東雲町125番地
破産者　株式会社建匠しみず
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４４７号
福岡県久留米市山本町豊田166番地
破産者　株式会社野瀬製作所
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５５６号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田929番地２
破産者　有限会社田崎建設
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１３６３号
福岡県久留米市北野町中1909番地
破産者　株式会社サンコー・テクノ
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２６６２号
福岡市中央区清川１丁目12番５号
破産者　エイディ建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２８７２号
福岡県大野城市御笠川３丁目３番６号
破産者　太洋通信株式会社
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１８年（フ）第２３２号
富山県氷見市柳田1328番地
破産者　東和ハウス工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９９４号
埼玉県久喜市桜田２丁目２番１―602
破産者　髙橋　忠正
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７７号
埼玉県久喜市野久喜809番地６
破産者　伊藤　國雄
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７８号
埼玉県久喜市野久喜809番地６
破産者　伊藤　晴美
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
石川県河北郡津幡町字清水ニ321番地２、開始決定時の住所石川県河北郡津幡町井上の荘２丁目155番地
破産者　黒滝　勝美
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２９７５号
名古屋市中村区新富町２丁目１番２号　レインボー新富町601号、開始決定時の住所名古屋市昭和区永金町１丁目14番地の７　プレセーヌ桜山202号
破産者　鰐川由紀子
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部